

令和5年度内水面漁場計画作成基準の運用

令和4年9月12日制定

1 漁場計画

- (1) 基準第4の1-(1)-アに定める「適切かつ有効に活用されている」とは、「漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況」をいう。
- (2) 基準第4の1-(1)-イに定める「具体的な事業計画等」は、定期的な漁場活用状況の把握・評価等に基づき、増殖・養殖に係る確実な種苗確保等の方策や採捕規制等も含めた適切な漁場利用・資源管理対策のほか、漁場環境の保全、漁場監視の体制などを確実・継続的に実行し得る内容（収支計画を含む。）の計画であること。

2 関係者との調整

- (1) 公益上必要な機関（河川管理者等の公の機関）との調整は、あらかじめ要望者が当該機関と協議したものについて、県が一括して調整するものとする。
- (2) 漁業法第71条第1項第4号に規定する「漁場の敷地が他人の所有に属する場合等」の調整は次によるものとする。
 - ア 河川法に基づく河川区域内の漁場にあつては、原則として個人所有者との調整は省略できるものとする。
 - イ 河川法に基づく河川区域以外の漁場の個人等所有地にあつては、原則として要望者において調整するものとする。
 - ウ 国有林にかかる調整は県が一括して調整するものとする。ただし、漁場区域の設定に当たって個別に所管森林管理署等と協議する必要がある場合は、要望者において調整するものとする。

3 その他

- (1) 基準第4の3-(1)-イ-（イ）に定める漁場の「水質等の環境」については、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針（平成11年8月30日農林水産省告示第1122号）及び水産用水基準（公益社団法人日本水産資源保護協会）等を参考に判断する。
- (2) 適切な漁場利用が認められる区域については、養殖種目、施設台数や配置等を基礎とした具体的な生産目標を定めた行使計画等の提出を求めて判断するものとする。
- (3) 基準第4の3-(1)-キ、ク及びケに定める「対策」については、行使計画等で定めるものとする。
- (4) 疾病の発症が危惧される養殖種については、その入手に関して確実な意思決定を要することを行使計画等で定めるものとする。